

中心街活性化センター利活用計画

I 中心街活性化センター利活用の基本方針

経済・保健福祉・教育を連携させた複合施設である中心街活性化センターの利活用にあたっては、「商業活性化の拠点」「健康増進・スポーツ振興の拠点」「地域交流の拠点」を基本方針とし、市民の心身の健全な発達と健康で明るい生活を営むため、中心市街地の活性化及び市民の健康づくりと生涯スポーツの振興並びに地域活動や交流の拠点となる施設として活用する。

1. 商業活性化の拠点

(目的)

施設の特性を活かし、商店街と連携して来訪者に対して魅力的な企画を提供する。

(内容)

- ・商業の集積及び起業家の育成の支援
- ・施設の魅力を高め、集客力を高めるソフトづくり
- ・近隣商店街とのイベントの連携
- ・フリーマーケットなど市民参加型イベントとの連携
- ・来訪者に対する地域情報の提供。

2. 健康増進・スポーツ振興の拠点

(目的)

子供から高齢者まですべての人が、運動を通じて年齢や体力に応じた健康づくりができるプログラムを提供する。

(内容)

- ・利用者の体力レベルにあった個人別運動プログラムの提供と指導
- ・高齢者向けの水中運動教室、健康体操教室の開催
- ・一般向けの水泳教室、水中運動教室、エアロビクス教室の開催
- ・小学生、乳幼児向けの水泳教室の開催
- ・学校利用、団体利用、サークル利用の支援
- ・水泳大会の開催
- ・トレーニングルームにおける運動機器の利用指導

3. 地域交流の拠点

(目的)

市民の地域活動、ボランティア活動、交流などを促進・支援する。

(内容)

- ・情報発信の機会の提供
- ・会議やミーティングなど団体活動の場の提供
- ・打合せ、談笑など市民や団体が交流する場の提供
- ・活動の成果などを展示する場の提供
- ・地域交流に寄与するイベント等の企画・実施
- ・特産品の展示

II 施設整備の内容

1. 施設構成

(1) 商業支援施設 (206 ㎡)

- ・商業支援室 (3 室)

(2) 健康増進施設 (2,041 ㎡)

- ・プール室 (879 ㎡)

25m プール (6 コース、水深 1.1m~1.2m 固定床)

多目的プール (5m×16.2m、水深 0~1.2m 可動床)

幼児用プール (5m×3m、水深 0.4m) 採暖用プール (3m×8m、水深 0.6m)

- ・プール諸室

採暖室 (12m)、収納 (11 ㎡)、観覧用ギャラリー (74 ㎡)

更衣室 (男子用 37 ㎡、女子用 56 ㎡、身障者用 16 ㎡)

浴室 (男子用 15 ㎡、女子用 27 ㎡)、プール便所 (男子用 13 ㎡、女子用 13 ㎡)

シャワー室 (男子用 11 ㎡、女子用 12 ㎡)、メンテナンスデッキ (96 ㎡)

- ・ロビー (178 ㎡)、ロビー便所 (8 ㎡)

- ・事務室兼監視室 (43 ㎡)、休憩室 (12 ㎡)、予備室 (8 ㎡)

- ・トレーニングルーム (213 ㎡)

- ・多目的室 (173 ㎡)

- ・プール設備室 (134 ㎡)

(3) 地域交流施設 (203 ㎡)

- ・地域交流ホール (114 ㎡)、会議室 (32 ㎡)、管理室 (29 ㎡)、収納等 (28 ㎡)

2. 個別施設の利用計画

(1) 商業支援施設

起業家支援及び地産地消のための場として活用する。

《商業支援室》

商業への新規参入者の支援及び地場食材の提供の場として活用する。

(2) 健康増進施設

市民の健康増進と体力づくりを目的に子供から高齢者まで幅広い層の市民が、気軽に年齢や体力に応じた健康づくりができるプログラム (親子水泳教室・水中運動教室・エアロビクス教室) により活用する。

< 25m プール >

水温は 30℃前後を基本に、水深 1.1m~1.2m の固定床として、一般水泳、競技会、学校利用、水中運動に活用する。

< 多目的プール >

水深 0m~1.2m の調整が可能となる可動床として、幼児・高齢者の利用時に対応ができるほか、大会開催時には床スペースとしても活用する。

< 幼児用プール >

子供も安心して水遊びができ、親と子が水に親しむために活用する。

< 採暖用プール >

冷えた身体を温め、水泳や運動で疲れた身体をリフレッシュするために活用する。

<トレーニングルーム>

トレーニング機器を配置し、有酸素系運動から筋力トレーニング、ストレッチなどの多様な運動の場として活用する。

<多目的室>

音響、映像設備を設置し、エアロビクスや軽運動、講習会や集会の場として活用する。

(3) 地域交流施設

市民の地域活動や交流を促進し、支援するための施設として活用する。

<地域交流ホール>

ロビーとの一体的な利用により市民が気軽に交流できる場として活用する。

<会議室>

市民、団体の会議や行事開催などの場に活用する。

Ⅲ 管理・運営の計画

1. 管理運営のシステム

- ・施設の管理は、富良野市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例に基づき、指定管理者に行わせる。
- ・指定管理者制度の民間活力の導入は、公の施設の維持管理・運営に民間の効率的、かつ、きめ細かいサービス提供手法を導入し、財政の効率的活用と市民サービスの向上とを図る。
- ・施設の適正かつ円滑な運営を図るため、行政・指定管理者による運営協議会を設置し、施設の管理運営に関し必要な事項を協議する。
- ・指定管理者の選定にあたっては、単にプール運営のノウハウのみではなく、地域の交流や賑わい創出による中心市街地活性化への寄与を重視する。

2. 管理運営の諸条件

(1) 開館時間

①9時から21時までとする。

②ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、開館時間を変更する。

(2) 休館日

①休館日は設けない。

②ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、臨時に休館する。

(3) 利用料金等の設定

①商業支援施設

| 施設名 | | 単位 | 金額 |
|--------|---|-----|---------|
| 商業支援施設 | 1 | 1ヵ月 | 33,500円 |
| | 2 | | 33,500円 |
| | 3 | | 67,000円 |

備考

- 1 使用を開始する日又は使用する日の属する月の利用料金は、その前月の末日までに納付するものとする。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めたときは、使用を開始する日の属する月内に納付することができる。
- 2 使用を開始する日が月の初日でない場合又は使用を終了する日が月の末日でない場合における当該月の利用料金は、日割計算とする。
- 3 上記により算出して得た額に10円未満の端数が生じたときには、これを切り捨てるものとする。

②健康増進施設

ア 個人使用

| 施設名 | 使用区分 | 1回券 | 回数券 (6枚つづり) | 1ヵ月 期間券 | 3ヵ月 期間券 | 6ヵ月 期間券 |
|-----------------------------------|------|------|----------------|------------|------------|------------|
| 温水プール、ト レーニングル ーム及び多目 的室 | 小中学生 | 100円 | 500円 | 1,000円 | 2,700円 | 5,000円 |
| | 高校生 | 260円 | 1,300円 | 2,600円 | 7,000円 | 10,400円 |
| | 一般 | 520円 | 2,600円 | 5,200円 | 14,000円 | 20,800円 |
| | 高齢者 | 390円 | 1,950円 | 3,900円 | 10,500円 | 15,600円 |

備考

- 1 「1回」とは、入場から退場までをいう。
- 2 未就学児の利用は無料とするが、保護者（有料）の同伴を要する。
- 3 高齢者とは、65歳以上の者をいう。
- 4 障がい者（身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者をいう。）の利用料金は各区分の半額とし、介助者1名についても半額とする。

イ 専用使用

- ・コース専用(1時間につき)

| 施設名 | 単位 | 金額 |
|------------|-----|--------|
| 25メートル1コース | 1時間 | 2,100円 |
| 多目的プール | | |
| 多目的室 | | 1,000円 |

備考

- 1 専用使用は、10人以上の団体で使用する場合に承認するものとし、別途個人利用料金を徴収する。
- 2 使用時間が1時間に満たないときは1時間とし、1時間を超えるときについても同様に1時間未満を切り上げるものとする。
- 3 使用のための準備及び原状回復に要する時間は、利用時間に含むものとする。

③地域交流室

| 施設名 | 時間区分 | | | | 暖房料 |
|-----|--------------|---------------|---------------|--------------|--------------------------|
| | 午前 9時～12時 | 午後 13時～17時 | 夜間 18時～21時 | 全日 9時～21時 | |
| 会議室 | 550円 | 730円 | 710円 | 1,740円 | 冬期間 利用料金の3割に 相当する額 |

備考

- 1 午前と午後又は午後と夜間を通して利用する場合の利用料金は、それぞれの利用料金を合算した額とする。
- 2 冬期間の暖房料は、11月1日から翌年4月30日までとする。ただし、期間外においても暖房を使用する場合は、暖房料を徴収する。
- 3 上記により算出して得た額に10円未満の端数が生じたときには、これを切り捨てるものとする。

(4) 利用料金の減額・免除制度

- | | |
|-----------------------------------|----------|
| ①市又は教育委員会が行政目的で利用するとき | 免除 |
| ②当該施設管理運営団体が当該施設を設置目的で利用するとき | 免除 |
| ③公共的団体等が公益的な活動目的で利用するとき | 5割免除 |
| ④その他特別の事由により、市長又は教育委員会が特に必要と認めるとき | 免除又は5割免除 |

(5) 利用プログラム（健康増進施設）

| 対象 | 教室名 | 定員 | 実施回数 | 年間実施 | 年間延べ | 年間延べ | |
|------------|-----------|---------------|------|------|------|--------|-------|
| | | | | クール | 実施回数 | 受講者数 | |
| ベビー | 親子水泳 | 50 (親子15組) | 20 | 2 | 40 | 1,000 | |
| 幼児 | 幼児水泳 | 40 | 20 | 2 | 40 | 1,600 | |
| 小学生 | ジュニアA | 40 | 20 | 2 | 40 | 1,600 | |
| | ジュニアB | 40 | 20 | 2 | 40 | 1,600 | |
| | ジュニアC | 40 | 20 | 2 | 40 | 1,600 | |
| | ジュニアD | 40 | 20 | 2 | 40 | 1,600 | |
| | ジュニアE | 40 | 20 | 2 | 40 | 1,600 | |
| | 小計 | | | | | | 8,000 |
| 一般 | 初心者水泳A | 40 | 20 | 2 | 40 | 1,600 | |
| | 初心者水泳B | 40 | 20 | 2 | 40 | 1,600 | |
| | 小計 | | | | | | 3,200 |
| | 初心者水泳A | 40 | 20 | 2 | 40 | 1,600 | |
| | 初心者水泳B | 40 | 20 | 2 | 40 | 1,600 | |
| | 小計 | | | | | | 3,200 |
| 高齢者 | いきがい水泳 | 40 | 20 | 2 | 40 | 1,600 | |
| | 水中運動(初) | 30 | 20 | 2 | 40 | 1,200 | |
| | 水中運動(経)A | 30 | 20 | 2 | 40 | 1,200 | |
| | 水中運動(経)B | 30 | 20 | 2 | 40 | 1,200 | |
| | 小計 | | | | | | 3,600 |
| プール教室 合計 | | | | | | 22,200 | |
| 一般 | エアロビクスA | 40 | 20 | 2 | 40 | 1,600 | |
| | エアロビクスB | 40 | 20 | 2 | 40 | 1,600 | |
| | 小計 | | | | | | 3,200 |
| 高齢者 | お達者クラブA | 30 | 20 | 2 | 40 | 1,200 | |
| | お達者クラブB | 30 | 20 | 2 | 40 | 1,200 | |
| | 小計 | | | | | | 2,400 |
| スタジオ教室 合計 | | | | | | 5,600 | |
| 一般 | 筋トレ有酸素運動A | 20 | 20 | 2 | 40 | 800 | |
| | 筋トレ有酸素運動B | 20 | 20 | 2 | 40 | 800 | |
| | 小計 | | | | | | 1,600 |
| 高齢者 | 筋トレ有酸素運動A | 20 | 10 | 2 | 20 | 400 | |
| | 筋トレ有酸素運動B | 20 | 10 | 2 | 20 | 400 | |
| | 小計 | | | | | | 800 |
| トレーニング室 合計 | | | | | | 2,400 | |
| 総計 | | | | | | 30,200 | |

3. 事業利用者数計画

利用者数

(単位：人)

| | |
|--------|--------|
| 年間利用者数 | 90,000 |
| 健康増進施設 | 75,000 |
| 地域交流施設 | 15,000 |